

# 平野台区表彰規定

(趣旨)

第1条 この規定は大野城市平野台区規約（以下「規約」という）第2条に基づき、功労者表彰に関する必要な事項について定める。

(表彰決定基準)

第2条 表彰の基準は、次の各号のいずれかに該当する者について行う

- (1) 規約第6条に規定する役員の内「幹事」として1期2年以上服務し、役員会で決定した者
- (2) その他、特に公民館活動及び地域活動等に関して功労が顕著であると、役員会で決定した者

(表彰の形式)

第3条 被表彰者には、表彰状（感謝状）に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の実施)

第4条 表彰は、原則通常総会において行うものとする。但し、区長が必要と認めた時は随時行う事が出来る。

(表彰に関する事務)

第5条 表彰に関する事務は、公民館事務所で行う。（記録の保存を含む）

(欠格事項)

第6条 第2条に該当する者であっても、名誉を失墜する行為があり、表彰する事が不相当と認められる場合は、表彰を行わない。

附則

この規定は、令和2年4月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より施行する。